

医療法人制度改革

基金拠出型医療法人⑥ 出資額限度法人からの移行と 出資金の払戻し手続きの要点

松田紘一郎(税理士・公認会計士事務所 所長) 松田紘一郎

改正医療法(以下「法」という)で創設された、出資持分なし・基金拠出型医療法人(以下「基金拠出型医療法人」という)について、今回は、医療法人の97%を占める経過措置型医療法人(以下「経過型医療法人」という)に含まれる、出資額限度法人から基金型法人への移行、その出資金の払戻し手続き等について説明していくこととします。

■出資額限度法人
法の改正により、社団(持分あり)・医療法人は、医療法・附則第10条第2項により経過型法人となり、出資額限度法人もそのなかに含まれます。
ここでいう出資額限度法人は、社員の退社による払戻しと解散時の残余財産の

分配が出資した金額に限定されることを定款に記載した、出資社員が存在する医療法人であり、「当分の間のみ存続が認められます。」
■医政局長通知の検討
厚生労働省医政局長は、2007年3月30日「医療法人の基金について」(医政発第0330051号)を通知していますが、「その第4その他」で定款例を示しています。
その定款例は、「別添の前文で「基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例(医療法人制度について」(07年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添)に、『基金』の章を追加すること」として、「第3章 基金」を示したものでありま

すが、附則2に表のように注目すべき記載があります。払戻しを受けた個人は、(旧)資本等取引に基づく減

資であり、当該法人が「非課税4要件」を充足していない類型であっても課税関係は発生しません。
利益剰余金から資本剰余金に振替えた金額については、課題が残ります。
■出資持分放棄の課税関係
出資持分の放棄、本件もそれに該当しますが、相続税法第66条第4項のみなし

贈与課税が当該医療法人になされず。このことは、前回の「基金拠出型医療法人⑤ 経過型から移行・税制のポイント」(本誌09年5月号72ページ)を参照ください。そこに示しましたが、前述した公的運営の基準と共通4基準および個別基準を充足する必要があります。
ここで、さらに問題なのは、医療法施行規則第30条の39第2項、その資本金の全部を資本剰余金に振替える規定が削除されていることです。これは、削除はされたが従来どおりの処置が生きている(医政局指導線)ものとして処理すべきです。

表

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備考
附則	
2 本社は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。	・出資額限度法人から移行する場合に限り記載するものとする。

(設例) 資本金	10,000千円
出資者(甲)	5,000千円
出資者(乙)	3,000千円
出資者(丙)	2,000千円
資本金を除く 剰余金	90,000千円

(これに基づく払戻しの会計処理)

(資本金) 10,000	(現金預金) 10,000
(利益剰余金) 90,000	(資本剰余金) 90,000

*
今回は、出資額限度法人から基金型法人への移行に伴う出資金の払戻しの手続き等を説明しました。剰余金相当額については、課税関係が発生するので、前号を参照のうえ、運営組織の適正化、共通4基準および個別基準の充足など、誤りがないようにしてください。